

## 大阪ミュージアムホームページ等広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）及び大阪府広告事業掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、大阪ミュージアムホームページ及び大阪ミュージアムモバイルガイドシステム（以下「ホームページ等」という。）に広告を掲載する場合に必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載順序)

第2条 広告の掲載位置及び掲載順序は、魅力づくり推進課長が指定するものとする。

(広告の大きさ、枠数及び掲載料金等)

第3条 広告の大きさ、枠数及び掲載料金は、別に定める。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1か月単位で計算する。

(広告の募集及び申込み)

第5条 広告の募集は、随時行うものとし、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、大阪ミュージアムホームページ等広告掲載申込書（様式第1号）に必要書類を添付して魅力づくり推進課長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第6条 魅力づくり推進課長は、前条の規定による申込みを受けたときは、広告掲載の可否を決定する。

2 広告の掲載の可否について疑義が生じた場合は、要綱の規定にもとづき、広告掲載審査委員会を開催する。

3 魅力づくり推進課長は、広告の掲載の可否について決定を行った場合は、その結果を大阪ミュージアムホームページ等広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、速やかに申込者に通知する。

(広告掲載の優先順位について)

第7条 募集枠数を超える申込みがあった場合、広告の掲載は、次の順位によるものとする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち公共性の強いもの
- (3) その他、要綱第3条に定める広告の範囲内のもの

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、魅力づくり推進課長が指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、魅力づくり推進課長が指定する方法により広告主の負担で作成し、魅力づくり推進課長が指定する期日までに電子ファイルで提出するものとする。

(広告内容の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。なお、府の事由による決定の取消しの場合を除き、既に納入済みの広告掲載料は一切返還しないものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 魅力づくり推進課長は、次の各号に定める行為等が判明したときは、広告の掲載を決定した後でも広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 府の指示、監督に従わないとき。
- (2) 府の信用を傷つける行為があったとき。
- (3) 広告主または広告内容が不適切と認めるとき。
- (4) 申請後に基準を満たさなくなった場合。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載の取扱いについて必要な事項は、魅力づくり推進課長が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月13日から施行する。

この要領は、平成24年5月31日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年1月13日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

大阪ミュージアムホームページ等広告掲載申込書

平成 年 月 日

大阪府府民文化部  
都市魅力創造局 魅力づくり推進課長 あて

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

㊞

電話番号

担当者職・氏名

大阪ミュージアムホームページ等広告掲載要領に基づき、下記のとおり広告掲載を申込みとともに、別紙「要件確認申立書」及び「暴力団等審査情報」を提出します。

記

掲 載 希 望 期 間	年 月 日から 月
広 告 内 容 ( リ ン ク 先 )	http://
掲 載 希 望 枠 数	枠
業 種	
添 付 書 類 (※)	
備考	

※ 会社パンフレット等、事業内容がわかるものを添付すること

## 要件確認申立書

大阪ミュージアムホームページ等広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づき、広告掲載を申込むにあたり、要領の内容を理解し、大阪府広告事業掲載基準（以下「基準」という。）第2各号のいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、基準第2各号のいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合、大阪府の判断により、一方的に広告掲載を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- 2 消費者金融・高利貸しに係るもの
- 3 たばこに係るもの
- 4 ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- 5 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- 6 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- 7 府の入札参加停止の措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの
- 8 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

Ⓜ

## 暴力団等審査情報

大阪ミュージアムホームページ等広告掲載要領に基づき、広告掲載を申込むにあたり、大阪府広告事業掲載基準第2第8号に該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。

(読み仮名) ( )  
代表者氏名 :  
生年月日(和暦) : 年 月 日  
性別 :  
所在地 :

《法人の場合：役員情報》

(読み仮名) ( )  
役員等氏名 :  
生年月日(和暦) : 年 月 日  
性別 :  
所在地 :

(読み仮名) ( )  
役員等氏名 :  
生年月日(和暦) : 年 月 日  
性別 :  
所在地 :

(読み仮名) ( )  
役員等氏名 :  
生年月日(和暦) : 年 月 日  
性別 :  
所在地 :

(読み仮名) ( )  
役員等氏名 :  
生年月日(和暦) : 年 月 日  
性別 :  
所在地 :

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

様式第2号（第6条関係）＜掲載決定の場合＞

魅推 第 号  
平成 年 月 日

申込者 あて

大阪府府民文化部  
都市魅力創造局 魅力づくり推進課長

大阪ミュージアムホームページ等広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付でお申し込みのありました、大阪ミュージアムホームページ等への  
広告掲載の件につきましては、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

＜決定事項＞

次のとおり広告掲載する。

掲 載 期 間	年 月 日から 月
広告内容（リンク先）	http://
掲 載 枠 数	枠
広 告 掲 載 料	円/月
備考	

問合せ先

大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課  
魅力推進・ミュージアムグループ  
電話 06-6210-9302（ダイヤルイン）  
[toshimiryoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:toshimiryoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

様式第2号（第6条関係）＜不掲載決定の場合＞

企観 第 号  
平成 年 月 日

申込者 あて

大阪府府民文化部  
都市魅力創造局 魅力づくり推進課長

大阪ミュージアムホームページ等広告不掲載決定通知書

平成 年 月 日付でお申し込みのありました、大阪ミュージアムホームページ等への  
広告掲載の件につきましては、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

＜決定事項＞

◇以下の理由により掲載しないこととする。

不掲載の理由

問合せ先

大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課  
魅力推進・ミュージアムグループ  
電話 06-6210-9302（ダイヤルイン）  
[toshimiryoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:toshimiryoku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)